

# 住宅・ブロック塀等に関する補助のご案内

申込期間  
4月13日(月)～  
12月18日(金)  
※②・⑤を除く



☎①～④建築住宅課指導審査係 ☎②8226(市役所5階)  
☎⑤建築住宅課公営住宅管理係 ☎②8312(市役所5階)

下記①～⑤に対して、補助金支給等の支援を行っています。申請前に事前相談をお願いします。

## ①木造住宅の耐震診断・耐震改修補助

ID 2488

木造住宅の耐震診断及び耐震改修の補助の受付を開始します。令和6年能登半島地震でも、旧耐震基準の木造住宅の被害が多数発生しています。地震による住宅の倒壊から生命と財産を守るために、建物の耐震化を検討してみませんか。

▶補助対象  
旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に着工されたもの)の木造一戸建て住宅(店舗等の部分が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む)

### 【耐震診断】

▶補助額 建物区分に応じて9万6,000円～14万円  
※原則、所有者の負担は無料。  
※建物の形状、年数によっては、別途費用がかかります。

### 【耐震改修】

▶補助率 対象経費の100%  
※限度額150万円。  
※建物区分や改修方法によって、限度額が異なります。

## ②リフォーム支援事業

▶申込期限 10月30日(金) ID 1345  
老朽化、美装化に伴う工事は対象外です。補助対象の可否は事前にお問合せください。

### 子育て支援型

▶世帯要件  
所得合計が600万円未満で18歳未満の子どもがいる世帯

▶工事要件  
子どものための改修工事(子ども部屋・浴室・トイレ等)

▶補助率 対象経費の20%  
※限度額50万円。

### 三世帯同居支援型

▶世帯要件  
18歳未満の子どものいる三世帯が暮らす世帯(予定含む)

▶工事要件  
玄関・トイレ・浴室・キッチンを増設又は改修する工事

▶補助率 対象経費の50%  
※限度額75万円。

### 高齢者バリアフリー型

▶世帯要件  
所得合計が350万円未満で65歳以上の高齢者がいる世帯

▶工事要件  
高齢者のための改修工事(寝室・浴室・トイレ等)

▶補助率 対象経費の20%  
※限度額30万円。

## ③吹付けアスベスト分析調査に対する補助

吹付けアスベストが施工されているおそれがある建築物を対象とした、分析調査に対する補助を行います。

▶補助率  
分析調査費用の100%(限度額25万円) ID 1269

## ④危険なブロック塀等の除却に対する補助

▶補助対象(次の全てに該当するブロック塀等)  
・通学路又は道路(新規追加)に面しているもの  
・高さが1m以上あるもの  
・著しいひび割れや傾きがあり、危険な状態にあるもの

▶補助率  
補助対象のブロック塀等の除却に要する経費の50%(限度額10万円)

※事前にお問い合わせください(要事前調査)。

ID 1719

## ⑤がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等で被災するおそれがある危険住宅の移転を促進しています。対象の住宅には、危険住宅の除却に要する経費及び代替住宅の建設・購入に要する経費を金融機関等から借り入れた際の利子に対する補助金制度があります。令和9年度の実施に向けた相談を受け付けます。

●事前相談が必要です。相談は原則、申請したい年度の前年度に、施工業者等ではなく本人が行ってください。申込期限は7月31日(金)です。

●交付決定より前に着手すると、補助対象外となります。

### ▶補助限度額

●危険住宅の除却等に要する経費  
・木造 3万1,000円/㎡ ・非木造 4万4,000円/㎡

●危険住宅からの引っ越し等に要する経費 97万5,000円

●危険住宅に代わる住宅の建設等のための借入金利子相当額 421万円

ID 1220

# 税に関するお知らせ

軽自動車税の納税は6月1日(月)まで

軽自動車税は4月1日時点の納税義務者(所有者等)に課税されます。納税通知書は5月中旬に発送する予定ですので、6月1日(月)の納期限までに納めてください。税務課窓口のほか、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでの納付もできます。  
※令和8年4月1日から、軽自動車を取得したときに課税される「軽自動車税(環境性能割)」が廃止され、これまでの「軽自動車税(種別割)」は「軽自動車税」へと名称が変更となりました。

### 【税額について】

・軽自動車(四輪以上及び三輪の軽自動車)  
新車新規登録された年月(車検証の「初度検査年月」)や環境性能等によって税額が決まります。  
※令和8年度以降に初度検査年月から13年経過した車両(平成25年3月31日以前に新車新規登録)は税額が上がります。

・原動機付自転車(125cc以下のバイク等)、125cc超のバイク、小型特殊自動車(トラクターやフォークリフト等)  
令和8年度の税額は、前年度から変更ありません。

### 【ナンバープレートについて】

原動機付自転車、小型特殊自動車は、使用や道路走行の有無に関わらず、所有している場合はナンバー登録が義務となっていますので、適正に標識交付の申請を行ってください。

### 【軽自動車税納税証明書及び領収証書】

軽自動車税納税証明書及び領収証書は車検を受けるときに必要となる場合がありますので、車検証と一緒に大切に保管してください。  
※スマートフォン決済アプリで納付した場合、領収証書は発行されません。軽自動車税納税証明書及び領収証書が必要な人は、コンビニエンスストアや金融機関等の窓口をご利用ください。

自動車税の納税は6月1日(月)まで

自動車税(普通自動車)は、金融機関等のほか、「地方税お支払いサイト」からクレジットカード払い等で納付することができます。また、スマートフォン決済アプリの利用もできます。納期内の納付にご協力ください。詳細は、日田県税事務所にお問い合わせください。

県税の納付についてはこちら▶



☎大分県日田県税事務所 ☎②4175  
税務課税制窓口係 ☎②8397(市役所1階)

### 【軽自動車税の減免】

次の①～③に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けられる場合があります。詳細は、車検証及び障害者手帳等をご準備の上、下記にお問い合わせください。  
※できる限り納付前に申請してください。納付後に減免となった場合、還付のために、口座が確認できる書類の提出が必要となる場合があります。

■申請期限 6月1日(月)  
※申請期限(納期限)後の受付はできません。

### ①障がい者減免

障がい者本人が所有し、障がい者のために使用する軽自動車(障がい者が18歳未満の場合等は、家族所有の軽自動車も含む)  
※減免の対象となる障がいの程度、軽自動車の使用頻度等には一定の基準があります。

■申請に必要なもの 運転免許証又はマイナ免許証、車検証、身体障害者手帳等、軽自動車税納税通知書、マイナンバーが分かるもの

### ②身体障がい者用構造減免

身体に障がいのある人が利用するために改造された軽自動車  
■申請に必要なもの 車検証、構造と標識番号が確認できる写真、軽自動車税納税通知書

### ③公益減免

公益法人などが所有する軽自動車で、公益のために直接使用する車  
■申請に必要なもの 法人の代表者印、車検証、軽自動車税納税通知書、運行計画書、定款 等

☎税務課税制窓口係 ☎②8397(市役所1階) ID 2835

固定資産税の納税通知書を発送します

令和8年度の固定資産税1年分(第1～4期)の納付書を5月中旬に発送します。第2期以降分の納付書は大切に保管し、各納期限までに納付してください。なお、一括して納付する場合は、第1～4期分の納付書4枚で、第1期納期限(6月1日(月))までに納付してください。

また、システムの切り替えに伴い、これまで主に確定申告に利用されていた税額確認書の発行は終了しました。納税通知書に同封している課税資産明細書は確定申告の資料として利用することができますので、大切に保管してください。

☎税務課資産税係 ☎②8206(市役所1階)